

第 4 期愛知県障害福祉計画の策定について

1 策定の経緯

都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされているが、今年度末に第 3 期計画期間（平成 24 年度～平成 26 年度）が終了することから、本年度内に第 4 期計画を策定する。（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）

【計画に定める主な項目】

- ① 基本的理念
- ② 区域の設定
- ③ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標と活動指標）
 - ・成果目標は、国の基本指針で示された数値を基本に設定
 - ・活動指標（成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス量）は、市町村計画におけるサービス見込量の積み上げを基本に設定
- ④ 障害福祉サービス等の提供体制の確保方策

【新規記載項目】

- ① 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能を集約した拠点等を、市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備
- ② 障害児支援体制の整備

児童福祉法に基づく障害児支援提供体制の確保
- ③ PDCA サイクルの導入

少なくとも年に 1 回は実績を把握し、分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直し

2 計画策定体制

障害者総合支援法に基づき、都道府県は、障害福祉計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係機関、障害者及びその家族、障害者関連職務従事者並びに学識経験者等を構成員とする「愛知県障害者施策審議会」や「愛知県障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならない（又は努める）こととされている。

3 スケジュール

平成 26 年	4 月	第 3 期計画の実績分析着手
	5 月	国基本指針改正告示、第 4 期計画策定作業着手
	7 月	第 1 回愛知県障害者施策審議会（計画骨子案について意見聴取）
	10 月	第 1 回愛知県障害者自立支援協議会（計画素案について意見聴取）
	9～11 月	市町村計画との調整 [サービス見込量（活動指標）の集計]
	12 月	第 2 回愛知県障害者施策審議会（計画素案について意見聴取）
平成 27 年	1～2 月	パブリックコメント
	3 月中旬	第 2 回愛知県障害者自立支援協議会（計画案について報告）
		第 3 回愛知県障害者施策審議会（計画案について報告）
	3 月下旬	計画の策定・公表